

会議旅費規程

(総則)

第1条 この細則は、一般社団法人千葉県診療放射線技師会（以下、本会という）および支部の会議および役員等の公務に関わる旅費、交通費の支給について定める。

(世話人)

第2条 この規定の運営に関しては、本会の運営委員会がこれにあたる。

(種類)

第3条 旅費は交通費・日当・宿泊料の三種よりなる。

(支給金等)

第4条

1. 会議

- (1) 会議の交通費は、自宅から会議場所までの往復距離 5km ごとに 100 円が加算される。5km 未満の端数距離については繰上げとする。
- (2) 会議の日当は食事代金込みとして 1,500 円とする。
但し、電話会議の場合は日当を 500 円とする。
- (3) 会議以外での交通費は基本計算 1,000 円に自宅から会議場所までの往復距離 5km ごとに 100 円加算される。ただし半期ごとの上限金額は 50,000 円とする。
- (4) 移動する際に発生した事故等は自己責任とし各自の加入保険にて処理する。

2. 会務出張

- (1) 会務および関係団体折衝等の日当は、3 時間未満は 3,000 円とし 3 時間を超えるものは 5,000 円とする。申請のないものは無報酬とする。この金額は三役の協議により算定する。交通費は基本的に公共交通機関の実費とする。鉄道運賃の場合は、片道 100km を超えるものは特急料金も含む。
- (2) 宿泊料は基本的に実費とするが、8,000 円を超えるものの差額は自己負担とする。
- (3) 本規定に定めない事項については、その都度事情を考慮して三役にて決定する。
- (4) 請求清算報告書は帰着後 2 週間以内に、所定の書式をもって行うものとする。

3. 地域医療協力

- (1) 千葉市夜間救急従事者の日当は 20,000 円。交通費は基本計算 5,000 円に自宅から海浜病院までの往復距離 5km ごとに 100 円加算される。補助者の日当は 5,000 円とし交通費は同様とする。
- (2) 市川市休日救急従事者の日当は 10,000 円。交通費は基本計算 2,000 円に自宅から市川市休日診療所までの往復距離 5km ごとに 100 円加算される。
- (3) 千葉市休日救急および我孫子市休日救急従事者の日当は 10,000 円。交通費は基本計算

- 3,000 円にそれぞれの診療所までの往復距離 5km ごとに 100 円加算される。
(4) 上記金額には食事代金も含まれる。(市川市休日救急の食事代金は当会負担)

4. 施設電離放射線漏洩測定

- (1) 測定員の日当は 10,000 円とする。交通費は基本計算 3,000 円に自宅から測定施設までの往復距離 5km ごとに 100 円加算される。
(2) 借り上げ車両代は廃止とし借り上げ車両における運転手へ 1 稼働日 3,000 円を支給する。ただし、やむをえず運転手が複数の場合でもその対象は一名のみとする。借り上げ車両および、運転手の選任は、本人承諾の上担当理事が行う。
(3) 上記代金には食事代金も含まれる。

5. 委託事業

- (1) 当会以外の団体より協力依頼があった場合の日当は半日 5,000 円、全日 10,000 円とする。交通費は基本計算 1,500 円に自宅から開催場所までの往復距離 5km ごとに 100 円加算される。
(2) 謝礼が出た場合は当会に納入する。
(3) 上記代金には食事代金も含まれる。

6. その他必要事項に関しては運営委員会にて検討し、改廃することとする。

平成 24 年 4 月 1 日制定
平成 24 年 6 月 12 日改訂
平成 25 年 4 月 21 日改訂
平成 26 年 5 月 10 日改訂